

【改訂】台風時における園児の登園判断基準について

本部町教育委員会 令和元年6月4日 教育長決裁文書に基づく

真正福社会 理事長

台風が接近すると、台風時の園児の登園判断基準が気になります。
本園では下記のように定めていますので、ご参照下さい。

★台風の接近が予想されたら、テレビやラジオなどの台風情報に注意して下さい。

★テレビやラジオから、暴風警報が出されたら登園をさせないで下さい。

(1) 暴風警報が発令された!または、発令されている。

→保育園は、**お休みです。**

(2) 暴風警報は発令されていない。

→登園です。**保育園はお休みではありません。**

(3) 暴風警報が途中で解除された。

① 午前7時までに解除されたとき

→**普段通り登園して下さい。**

② 午前7時から午前10時までに解除されたとき

→**午前中休園とします。**

家で昼食をとってから(給食無し)、午後1時30分までに登園させて下さい。

③ 午前10時以降に解除されたとき

→**終日臨時休園とします。**

※ ①から③までの場合に関わらず園長は、登園区域内の状況（河川の氾濫、道路の決壊、地すべり、土砂崩れ、浸水等の恐れがある場合に応じ、園児の安全確保のために臨時休園とすることができる。

※台風時は、吹き返しの風雨も予想されます。登園の際は、児童の安全についてもご配慮を宜しくお願い致します。